

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和6年1月15日(月)			
会議時間	開会	午前11時00分	閉会	午後4時19分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉憲二		副委員長 佐藤幸淑	
	委員 小岩寿一	委員 千葉栄生		
	委員 佐々木久助	委員 岩渕典仁		
	委員 武田ユキ子			
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 千葉幸男委員			
事務局職員	石川主査			
出席説明員	市長公室統括監、市長公室長、政策企画課長 他1名 消防長、防災安全対策監 他1名			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 ・災害避難所の現状について ・市民生活の向上につながるDXの推進について ・その他			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和6年1月15日

(午前11時00分 開会)

委員長 : 開会いたします。

ただいまの出席委員は7名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

千葉幸男委員より欠席の旨、届出がありました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりであります。

本日の委員会には、説明員として、市長公室長及び消防長の出席を求めました。

これより、所管事務調査を行います。

初めに、(1) 災害避難所の現状についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

小山消防長。

消防長 : お疲れさまでございます。

今、開会前にお話があったようですけれども、午前10時07分に暴風雪警報が出まして、警戒本部で消防本部では対応中ということで、ここでお話しさせていただきます。

それでは、議題の災害避難所の現状について、担当課、千葉より説明申し上げます。

委員長 : 千葉住民安全係長。

住民安全係長 : 千葉でございます。

よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

資料1枚目を御覧ください。

指定緊急避難場所と避難所について、御説明申し上げます。

1、指定緊急避難場所についてですが、住民などが災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所となります。

あくまで緊急的に逃げ込む場所となりますので、建物だけではなくて、駐車場やグラウンドなどの敷地を含めた指定となっております。

指定は、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに指定することと定められていることから、本市では、水害、土砂災害、地震ごとに指定しております。

次に、避難所について、御説明いたします。

避難所は、災害の危険から避難した住民などがその危険性がなくなるまで、または災害により自宅に戻れなくなった住民などが一定期間滞在し、避難生活を行いますので、避難場所とは違い、建物が指定されます。

次に、避難所の種類ごとに御説明いたします。

2、指定避難所についてですが、指定避難所ごとに連携する地域避難所を定めており、これらの避難所のグループの中心として、避難所運営を行います。

地域避難所については、後ほど御説明いたします。

指定避難所には、市職員が配置され、市職員はグループ内の地域避難所を巡回し、支援物資の配付、情報の共有などを行います。

指定避難所の運営は、市職員のほか、施設管理者、自主防災組織等の住民とで協力して行います。

3、地域避難所についてですが、当市は広域であることから、指定避難所とは別に指定避難所と連携する地域避難所を設けております。

地域避難所には、市職員の配置は基本的に行われず、避難所運営は施設管理者と自主防災組織などの住民等で行われることが、指定避難所とは大きく異なる点となります。

指定緊急避難場所とこれらの避難所は兼ねることができるとされていますので、当市では、命を守るために緊急的に避難された住民などが、そのまま避難生活を行えるよう、多くの施設で指定緊急避難場所と指定避難所、または地域避難所を兼ねて指定しております。

4の福祉避難所についてですが、指定避難所、地域避難所での受入れが困難な要配慮者が避難された場合に開設される避難所です。

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要するものとされており、

避難された要配慮者の障がいの程度や種類に合わせて、市内で協定を締結している福祉施設の中から、適している施設を福祉避難所として開設することとなります。

これらの緊急指定避難場所、指定避難所、地域避難所、福祉避難所の連携のイメージについては、5の避難所イメージ図で表しております。

2ページ目を御覧ください。

6、避難場所等の指定状況につきましては、この表は、避難場所、避難所の数を表しております。

なお、市民センターについては、中里市民センター、磐清水体育館については、休止中のため除いております。

7、指定避難所の基準について御説明いたします。

避難所を指定するに当たっては、4つの基準が定められています。

1つ目が、規模条件です。

被災者が滞在するために必要かつ適切な規模であることとされていることから、体育館などの避難生活を行うためのスペースが、ある程度確保できるような施設を指定しております。

2つ目が、構造条件です。

被災者等の受入れ、支援物資などを被災者へ配付することが可能な構造、または設備を有するものとされています。

具体的には、避難生活を行うために必要な水道、電気のライフライン、トイレを有している施設となります。

また、昭和56年6月に改正されました建築基準法による耐震基準を満たす建物となっ

ております。

3つ目は、立地条件です。

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地されていることとなっております。

4つ目が、交通条件です。

車両などによる物資の輸送等が比較的容易な場所であることとされます。

被災者へ供給する支援物資等をトラック等で搬入できるような施設となります。

避難所の指定に当たっては、これらの4つの指定基準を満たしていることや自主防災組織などの地元住民からの意見を聴取して、指定しております。

資料3ページ目を御覧ください。

具体的な避難所として、黄海小学校の例を御紹介いたします。

①の写真については、避難所標識及び車両進入口となります。

中央に写っている標識が、避難所標識となります。

支援物資などの受入れのための進入口が確保されており、住民の方に目につきやすい位置に避難所標識を設置しております。

②の写真については、避難所標識を拡大したものとなります。

右の枠で囲ってあります指定緊急避難場所としては、土砂災害、地震を丸印として指定しておりますが、水害については、バツ印をし、指定を行っておりません。

水害について指定を行っていない理由については、後ほど御説明いたします。

写真左枠、避難所としては、地域避難所となっております。

連携する指定避難所については、西口地区体育館となっております。

③の写真については、避難所として指定している校舎と体育館の全景写真となります。

避難所としては、校舎、体育館を指定しております。

指定緊急避難場所としては、校舎、体育館のほかに、写真のグラウンドも含めた指定となっております。

④の図について、御説明いたします。

これは、黄海小学校の周辺の浸水想定区域を表したものです。

先ほど水害については、黄海小学校を指定しておりませんと御説明いたしましたが、校舎、体育館ともに浸水想定区域から外れておりますが、黄海小学校周辺は、東西及び南側、ピンクと緑色で示した部分が浸水想定区域であり、北側からは小学校への車両での進入が行えないことから、指定緊急避難場所としては、水害の指定を行っておりません。

以上で、説明を終了します。

委員長 : ありがとうございます。

それでは、ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。

武田委員。

武田委員 : 私は、水害によく見舞われる地域に住んでいるというように思っております、大変、能登の災害に関心が高いのでお尋ねしますが、今の指定避難場所ですか、この例示され

た黄海小学校のように水害は駄目ですとか、災害によっては対象になりませんというところなどは多々あるのですか。

そうしたときに、一時的に避難するということになりますと、とりあえず避難しやすい最短距離のところに避難をさせるという方法論もあるようで、そこから、例えば台風とかですと、水もありますし風もありますというような中身の中で、何を強くするかとか、あるいはデータが細やかなものを収集して、その後の避難の在り方について住民に指示、あるいは誘導するというような、とてもややこしいと、私は避難する住民の一人として思っていて、もっと簡素にしないでほしいという思いがしております。

ですので、一つは今のように入水の際は駄目なのですよということとか、後は地震の際は駄目だとか、それぞれの災害によつての区別というのは、どのように明示されていて、その数はどのようになっているか。

それから、そうしたときにも、言うなれば気象的なその災害のときには、一時的に何が何でもどこかに避難をさせるというやり方が、あるのかどうか。

災害の内容によつて、1次避難、2次避難ということなく、既にきちっとした安全が確保できるのに、そのような誘導ができていくのかどうかについて伺いたい。

委員長：鈴木防災安全対策監。

防災安全対策監：今、数のほうはデータを持ってきていなかったのですけれども、一関市全体で見ますと、浸水区域に住んでおられる方というのが大体3分の1ぐらい、3万6,000人ぐらいの方が住んでいまして、もちろんそういうところに避難所の施設などももちろんあるわけで、大体それと、ぴったりではないと思いますけれども、同じぐらいになるのかというように思っております。

浸水区域にある避難所については、全て水害がバツというようになっておまして、水害が心配されるときには、その避難所が開くことはございません。

一旦、最初が開くのは、避難場所としては開けているのですけれども、住民に分かりやすいように避難所を開設しましたというようには広報しているのですけれども、実際は避難場所として開けております。

それから、何が何でも避難させるのかということですが、災害の状況にもよります。

広域にわたつてとか、今水害で絞れば、一関市全部が浸水するわけではございませんので、残りの3分の2の大体の避難所は水がつかからないところですので、そこだけでも住民の、水害の場合は30%から40%ぐらいの方を避難させる避難所の数がありますので、全体では50%でございます。

目標としては、いつも消防の目標としては、10%の方を避難させるぐらいの避難所を準備するという目標をしておりますけれども、実際は50%で、水害の場合は30%以上は確保してあるということで、そこで何とかなるものというように認識しております。

以上です。

委員長：武田委員。

武田委員：細かい話をしますが、例示を上げないとなかなか、適切な私の思いを伝えることが難しいので例示を上げますが、例えば風水害と、風台風みたいな、雨も伴ったみたいなものというのがあります。

そのときに、例えば私どものところは広範に浸水地域でありますから、一時的に浸水地域以外のところに避難をするとすると、かなり遠いところまで避難しなくてはならないという実情は見てくるわけです。

したがいまして、とりあえずサン・アビリティーズあたりに避難所を設けて、そこに一時避難をしてくださいというようなことがありました。

私はそのときに、何ゆえに私はそれよりも高いところに住んでいるのに、若干30センチメートルなり、あそこよりは高いかと思われる、平坦地ですけれど、そういうようなところに誘導して、避難させるのかと疑問に思ってお電話をした経過があります。

そうしたところ、気象庁の予測なり観測なりでこうこうしかじかであるため、ここまでは浸水の心配はないが、心配している住民がいらっしゃるので避難所開設として、そこにまず、とりあえず来ていただくことにすると。

よもや予想が外れて、大雨警報に切り替わったなどのときは、さらにまた別に安全な場所に、その避難所から移動をするというようなお話でした。

私は、災害時というときに、そんなに小まめなことができるのかと。

ですから、雨も風もあるというときには、一気に、水害のときは駄目なところには、避難させるのは適切ではないというように思って、今も疑問が解けていないので、そういった例はありましたから、そういったことが今後もなされるのかどうか、それが常套手段なのかどうかということをお尋ねしたい。

委員長：小山消防長。

消防長：武田委員も多分お分かりのことかと思えますけれども、台風19号のときに住民との説明会もありまして、その前のお話からあって、まず、最初に避難所が遠くなるから、今、御紹介のあったサン・アビリティーズに住民のほうから、まず一時的に避難をさせていただきたいという話が最初あって、それで、その次に危険な状況になったら移るというような最初の、前の取決めが、平成の十何年でしたか、水害のときにそういうような取決めがなされている話でありました。

そして、台風19号のときに、その話合いのときに言っていたのですけれども、あのときは、実はあそこ、吸川の水害と磐井川の水害と、2つの水害が交差しているところで、災害対策本部としては、吸川のほうの水害を想定してサン・アビリティーズをまず開けたところでありました。

危険になったら動かしますよと。

それは住民の方から、ここは浸水想定区域だから、ちょっと危ないのではないかというような声が上がって、それで移動していただいた経過が、不安を持たせたということで移動してもらった経過があります。

そして、その後の話合いをした中で、それではどっちの水害、こっちの水害と防災マ

ップを見たときに、浸水想定については、どちらの川の水害かというのを書いてないわけです。

分かりづらいということで、そういうことでしたらば、浸水想定区域内にある避難所については、水害時は開けないということで統一してやっているところであります。

以上であります。

委員長：武田委員。

武田委員：前のことについて御指摘する話ではなくて、例として挙げたもので、そうやって改善になったという話は、了解しております。

そういう中で、災害というのは、想定はしていても、実際どのような形で来るというのは千差万別で、そのとき、そのときで違うわけです。

それから、今は局地的な雨量も、これまでにないような雨の降り方があったりします。

より限られた人員で迅速に人命を危険にさらさないというようなことをするのであれば、今お話しのように、どこの水路があふれたときにはこうしようとかという話ではなくて、まずは、万全に近いような形で、住民の意向を優先するというにはならないと思うのです。

専門的な整備をしたいろいろな観点から、安全・安心だということに、ダイレクトに避難をしていただくと。

その避難の仕方については、誰がどうしようにするかという細かい取決めが必要だと思います。

そうしたときに、旧一関市内は、浸水地域であります。

あれだけの広いところは全て浸水地域になっておりますが、そうしたときに一関小学校も、桜町中学校もというような話がありますが、全部、浸水地域内にそういったものがありますから、それが住民の方々には、避難所といえ、あそこもここもというようには理解していますが、浸水した場合というのは、かなり人命に危険を及ぼすことが多いのですが、そうした区分けとか何とかというものをもっと分かりやすく、表示すべきだと思うのです。

これ避難場所というのがバーンとありまして、よく見れば、これはバツ、これは丸というのは、これは一発では分かりませんので、住民の方々に対しても、避難所というイメージは持っていますが、何のとき、かんのときというようなものについては、みんな集まれば十人十色の意見が出てきているというのは、住民の周知状況にあります。

これが、混乱のもとになるのではないかと思います。そうした懸念があるということをどのように考えているか。

改善する余地があるのではないかと思います。そのことについてお尋ねしたい。

委員長：鈴木防災安全対策監。

防災安全対策監：今、看板で記していることについては、国の基準に従って表示しております。

それで、住民の方が十人十色の状態だということについては、私も今までそうは思っ

ていなかったなので、衝撃的な感じがしているのですけれども。

武田委員が、何かいい方法があると思うということでしたので、それをこの場で教えていただければ、検討してみたいとは思うのですけれども、よろしいでしょうか。

委員長：小山消防長。

消防長：そのような意見があるということも今聞いて、これはもう本当にセミナー等でしっかり教えていかななくてはならないとは思っているのですが、災害時の避難所につきましては、広報において避難所の場所、避難所の広報もしていますので、しっかりそれを聞いていただく策もしなければならぬと考えております。

それをこういうような、これで教えていますよというような広報もしっかりしていかななくてはならないと思っています。

どうも貴重な御意見ありがとうございます。

委員長：武田委員。

武田委員：急に思いついたのですが、例えば今、国の基準にのっとってやっていますということです。

でも住民の方が、急遽そういった災害に襲われたと、指定避難所は、あそこのはずだということで出向いた、この標識を見た、水害のときはここではないらしい。

そのときに、どこに行けばいいかということについて、それぞれの避難場所の、この看板の隣に、水害時はどこに行けというようなものがあれば、これでかなり混乱が防げるのではないですか。

水害バツとだけ書いて、私はどうすればいいのという話になります。

水害がバツであれば、ここに来て、駄目な人は、水害時はこの地域の方々は、あそこですよというような、もう一つ先まで安心できるような道しるべが必要ではないかと思っています。

お答えは要りません。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：私からは、この避難所指定の状況のところでお伺いしたいと思っておりました。

この207件、7か所があるということは了解したのですが、それ以降、現在間に合っている状況なのかどうかということをお聞かせください。

委員長：鈴木防災安全対策監。

防災安全対策監：避難所の数が間に合っているかどうかということでしたけれども、まず、それぞれ災害によって分けているという御説明をいたしましたけれども、土砂災害と地震については、60%の住民の方を収容できる数となっております。

それから、水害、先ほど申しましたけれども50%というような数字でございます。

これはただ、民間の避難所もお願いしているような避難所も含めた数になりますので、実際、その民間の避難所が都合が悪かったりすると、開けない場合も、今回できないとか、断られる場合も想定されますので、だから、その数は当然、満額というのですか、例の数字で、実際そこから引き算はあるだろうというように認識しております。

以上でございます。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：ありがとうございます。

その中で、今現在、指定されている場所というか施設があるわけですがけれども、これを今後、見直していくとか、そういう取組を行っているのかどうか。

行っているとすれば、どのような取組を行っているのか、お聞かせください。

委員長：鈴木防災安全対策監。

防災安全対策監：見直しということですがけれども、この基準については、法令に基づいたものですので、その法令に触れない部分というか、法令が変わらない限りは見直しというのはないのですが、最近、非常に閉鎖する施設が増えて、学校とかの避難所の数が減っている。

もう最高時から30か40ぐらい減っている状況なのです。

そうすると、指定避難所が例えば廃止になるということになると、新しい指定避難所、核となるものですから、そういうので、さらに次どこにしようとか、グループになっているのを、ではこっちのグループを動かそうとか、その都度、状況に応じてやっているというようなことでございます。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：ありがとうございます。

避難所の指定に関しては、特に指定避難所に関しては、立地に合う場所が少ないというところも多々あると思われるのです。

その中で、ないから遠くまで行かなくてはいけないとか、そういうことを懸念している地域の方々もいるので、この避難所の指定に当たっては、地域の声を聞きながら、反映できるような仕組みづくりが必要なかと思っております。

それと、休止中の中里市民センターと磐清水体育館があるわけですがけれども、今後こういうこともあり得ると想定されますが、この指定避難所等々が使えなくなった場合の代替というか、その地域の人はどこに行ったらいいのかというような周知は、どのように行っているのか、お聞かせください。

委員長：鈴木防災安全対策監。

防災安全対策監：まず、先ほど最初のほうの前段の部分なのですが、この避難所を変えるというか見直すときは、地域の自主防災組織の方とか行政区長などを必ず呼び出して、話し合った上で決めております。

それから、あと今、後段の中里市民センターのような、中止になったときの代替施設ということで、その周知の方法ということですが、該当する行政区長や、あるいは自主防災組織があれば自主防災組織の代表方にお手紙をお出しして、こういうわけで、この間、休止するので、その間はこっちの避難所に行ってくださいというような内容で、電話も事前にするのですけれども、お手紙を出して、周知していただくというような方法です。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：ありがとうございます。

その周知というかの話の中で行政区長とか、あと自主防災組織の話が出たのですが、地域防災の要になっている消防団もあるわけなのですが、消防団にも積極的に情報発信をして、周知を手伝ってもらおうという形が望ましいと考えますので、ぜひその辺も含めて検討していただければと思います。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今回の所管事務調査というのは、災害避難所の現状と課題ということから所管事務調査をしていますので、その観点から、まず何点が質疑したいと思いますが、現在こういった避難所があるということは分かりましたけれども、過去数年、2年間でもいいですけれども、実際にその避難所にどれだけ避難をされている現実が、まずあるのかどうか。

人数も含めて、一関市内全体の中で、恐らくエリアの中で集中的に避難されているエリアがあるのではないかという想定の下に、現状としてどのような避難状況なのか分かれば、まず、お伝えいただければ。

委員長：鈴木防災安全対策監。

防災安全対策監：詳しい数字は今日、データを持ってきていないので、帰れば分かるのですが、ざっくり言いますと、1,000人を超える避難は、過去2回あります。

1回目が東日本大震災、これは2,701人でございます。

それから、もう1件が令和元年の台風19号、これが詳しい数字は忘れたのですが、1,000人は超えております。

千人ちょっとでございます。

そのほかの避難では、大体100人前後。

ゼロというときも確かにあるのですが、100人前後というのが、3年間のうちに大体避難所5回とか6回開けたりすると、大体3回ぐらいが100人に達するような状

況というようになってございます

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：その100人前後の避難というのは、一関市の特徴をぜひ知りたくてお尋ねしますけれども、それが地震なのか台風なのか。

あとエリアが特徴的なものがあるのであれば、教えていただきたいのですけれども。

委員長：鈴木防災安全対策監。

防災安全対策監：100人前後のときについては、ほとんどが水害が心配される台風のような、あるいは大雨のようなときでございます。

大量に避難するときは、地震、東日本大震災がやはり一番でしたけれども、そういうときでございました。

あとエリアの特徴ということなのですけれども、人口の多いところは多いのですけれども、どこも満遍なく、それこそいつも避難する方というのは大体決まっています、こう満遍なく避難されている感じでございます。

委員長：岩渕議員。

岩渕委員長：災害が起こるエリアもそのような感じですか。

委員長：鈴木防災安全対策監。

防災安全対策監：そうです。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：分かりました。

いろいろと聞きたいですけれども、そこで、次、今までのそれらの事例を踏まえて、実際に現在の段階で当局が課題と捉えているところが、どのようなところであるのかをお尋ねいたします。

委員長：鈴木防災安全対策監。

防災安全対策監：課題、これ私自身が思っていることなのですけれども、先ほど前段のほうでお話ししました避難所、浸水想定区域に住んでいる方が3分の1、今3万6,000人おられるということで、これが一番の問題とされていて、特に一関市街地、山目側、一関側とよく言っていますけれども、一関側には1万人ほど、山目側には8,000人ほど、半分がいるのです。

しかも高齢者率が40%ぐらいになって、逃げろと言っても逃げられない方も多数いるだろうと。

この方たちをどうするかということが一番の課題で、まだ、方法というかは模索中な状態でございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：分かりました、その点は。

あと一つ確認ですけれども、2ページ目の6の避難場所等の指定状況というのがあるのですけれども、その中の合計が、これ避難場所合計203となっていますけれども、これ恐らく17の訂正かと思うのですが、その確認をしたいと思います。

委員長：鈴木防災安全対策監。

防災安全対策監：兼ねている部分もありますので、ちょっと数字があれなのですけれども、まず、右から4番目と3番目ですか、右からです。

指定避難所合計、地域避難所合計、36と154で、これ190でございます。

それから、右から5番目の避難場所のみ、これを足しまして207ということになります。

委員長：小山消防長。

消防長：6番目のこの表がありますけれども、この中で避難場所と書いているところの、まず36、これと、その次の避難場所兼地域避難所と書いた、この150、これと、一番この二重線の手前にある17、避難場所のみとを足すと203と。

これで避難場所の全部合計というような数になっています。

岩淵委員：分かりました。

委員長：小山消防長。

消防長：すみません、避難場所としての、分かりづらいのですけれども、兼ねているものから、1番目の避難場所兼指定避難所、これ避難場所がありますので避難場所。

次の2番目に書いている避難場所兼地域避難所の150、これ避難場所も兼ねていますので150と。

そして、1番、2つ飛んで、避難場所のみ、これは、避難所は兼ねていなくて、避難場所だけというのが17。

この3つを足すと203と。

203の避難場所があるというようなことでございます。

委員長　：佐藤委員。

佐藤委員：私からも一つ、考え方というか計画があれば、逆に教えていただきたいのですが、今の答弁等の中で、水害指定地域には3万人ぐらいの方が住んでいるというお話だったのですけれども、今後の話として、避難場所であったり、あるいは避難所というのは、増やしていく考えなのか、それとも集約とか、そういったところというのは、今どうお考えで、どう計画されているのか、お聞かせください。

委員長　：鈴木防災安全対策監。

防災安全対策監：避難所ですけれども、実際は、気持ちとしては十分な数を準備したいというように思っていますけれども、実際は施設が減っている状況、廃止が多くて減っている状況で、避難所になるような箱物そのものがない現状でございます。

なので、増やしたいのだけれども、その逆に、実際はなっているというような現状でございます。

委員長　：佐藤委員。

佐藤委員：私も水害地域に住んでいる1人なのですけれども、隣町、例えば川崎地域の門崎ですとか、はたから見ても、避難所が少ないのではないかと思いつつながら、いつも通っているのですけれども、片一方で、一関市が抱えている遊休資産等の活用というのも検討されているのかどうか。

委員長　：鈴木防災安全対策監。

防災安全対策監：条件の中に、電気とか水道とかということで先ほど御説明いたしましたけれども、休んでいる施設というのが、大体これ止めてしまっているものですから。

その電気代とか水道代、例えば入るお金というのが、また課が別なものですから、それを続けてもらえないかとお願ひしても、いや払えないというようなことで止められてしまうので、避難所としては諦めているというようなところでございます。

委員長　：佐藤委員。

佐藤委員：避難所を諦められると命を諦めろと言っているようなのと一緒だと思いますので、ぜひそこら辺は、横のつながりをしっかりして、市民の皆さんの財産なり命を最優先に考えるような一関市であっていただきたいというように思いますので、ぜひ今後の検討のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

委員長　：武田委員。

武田委員：休止中の中里市民センターと磐清水体育館というのがありますけれども、これの代替はどうなっているのか。

たしか中里は、水害時は駄目ですから、恐らく山目側の方々の、特に水害時には、中里とはまた別にね、中里の代替はどうなっているか。

それから、山目全体の避難所は、充足というか、どれぐらいのことはどう起きるか分からないですけれども、ある程度、対策・対応が可能な状況になっているかについて。

委員長：千葉住民安全係長。

住民安全係長：中里市民センターにつきましては、磐井中学校のほうで代替としておりますし、その周辺の避難所施設のほうでカバーできるような体制を取っております。

磐清水体育館につきましても、周辺の仏坂集落センターなどの施設や、そのほかの避難所の施設で対応できるようにしております。

これについては、地域の住民の方へ周知を行っております。

以上となります。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：今お話を聞いていて気づいたのですが、避難所運用に当たって、大きなトラブルとか課題等がなかったのかどうか。

もし持ち合わせているのであれば、お知らせください。

委員長：鈴木防災安全対策監。

防災安全対策監：避難所の運営ということでございますけれども、運営になると担当課はまちづくり推進課なのですけれども、そちらでもいろいろ話をしているのですけれども、今、苦情みたいなものは聞いたことがございません。

委員長：小山消防長。

消防長：先ほどお話ししました台風19号のときに、あれは全市に避難勧告して今はないのですけれども、かけたものですから、結構な人数が行って、その中でちょっと混乱が生じたということで対策会議を開きまして、協議いたしまして、対策を練ってやったということで、それ以降の避難については、苦情等は聞いてないところでございます。

委員長：そのほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代いたします。

副委員長：それでは、暫時、委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

質疑を行います。

沼倉委員。

沼倉委員：何点かお聞きしたいのですけれども、浸水区域にかなりの皆さんがお住まいしていて、それで同じように洪水のときは、ここは避難所ではないという表示がなっている箇所があったものです。

だから、さっき武田委員が言ったみたいに、やはりこの場合はここだし、そうでない場合は、洪水のときはここだよということを明確にしておかないと、結局、混乱すると思うのです。

大体、そこに行けば、みんな分かるというような状況にしておかないと。

多分駄目だよと言ったから、必ず別のところは考えていると思うのです。

その辺、ここは水害のときは駄目だということで書いて置きっ放しではなくて、そのときはここですよということを、明確にしておいたほうが、混乱がないのではないかと思うのです。

さっき黄海地区の例がありまして、水害のときは西口体育館という説明がありました。

さっき説明があったように、西口体育館はまもなく撤去するのです、公共施設の関係で。

それで、同じような事例で避難所になっている箇所が、ここ何年かで、要するに廃止される施設が多いと思うのですけれども、最新情報をやっていかないと、とにかく、集中豪雨含めて、いつ当市に災害が来るか分からないものだから、その辺の見直し体制はどうなっていますか。

副委員長：鈴木防災安全対策監。

防災安全対策監：撤去というお話が出たのですけれども、こちらのほうは、何というか各支所のほうから事前に情報をいただけますので、その時点から次の避難所をどのように振り分けていくかとか、そういうことについては、住民の方等を交えて、お話しして決めているような状況でございます。

副委員長：沼倉委員。

沼倉委員：そうしますと、今言った西口体育館が、近々解体になるのですけれども、もうそれに備えた対応は、もう既に決まっているのかどうか。

それから今言ったように見直した場合、これを住民にきちんと知らせる徹底をしないといけないと、前の場所に行ったら、やはりそうではなかったということにならないような、そういうフォローについてはどのようにやっていますか。

副委員長：千葉住民安全係長。

住民安全係長：西口体育館が廃止されることについては情報をいただいております。

それを踏まえまして、西口体育館が廃止された場合の指定避難所については、現在のところ、同一敷地内にあります西口コミュニティセンターを予定しております。

避難者数を計算しまして、西口体育館が廃止されて西口コミュニティセンターが廃止となった場合についても、コミュニティセンターを含めました周辺の施設で、避難予定者を確保できることを確認しております。

なお、住民への説明については、今後、実施予定であることを藤沢支所のほうから情報をいただいております。

以上となります。

副委員長：沼倉委員。

沼倉委員：今、能登の地震の状況で、避難所の状況が、よくテレビで放映されていますので、非常に猶予がない対応をしなくては駄目だから、そういうせっぱ詰まった対応を頭に入れながら、この避難所の対応をしていく必要があるのではないかと思います。

ここに書いてあるように、津波というのではないと思うのですが、要するに浸水と土砂崩れ、これはいずれも雨などの、地震もあると思うのですが、その辺のやはり大変な状況を頭に入れながら避難所を考えていかないと、万が一の事態のときに市民にとって大変な事態になりますので、その辺は避難所の見直しを含めてお願いしたい。

もう一つは、自主防災組織の人たちも、役員が替わったりしているのです。

その辺、役員が替わっても、しっかりと地元が対応できるような、そういう連携を取る必要があるかと思えますけれども、その辺、指定しっ放しではなくて、それを実際どのようにフォローしていくか、その辺の取組について伺いたいと思います。

副委員長：千葉住民安全係長。

住民安全係長：住民との取組についてですが、避難所運営訓練といたしまして、各地域、全ての避難所ではございませんが、防災セミナーの中で避難所運営訓練を行っております。

藤沢地域ですと、今年度で4回行っております。

一関地域については、3か所で行っております。

これらについては、まだまだ増やしていかなければならないと考えておりますので、各地域の自主防災会へ働きかけを行って、防災セミナーの中で、消防・防災セミナーの中で避難所運営訓練の回数、それぞれの指定されている地域での避難所運営訓練の実績を上げていくよう働きかけを行っていききたいと思います。

以上です。

副委員長：沼倉委員。

沼倉委員：この避難所の課題等に関連して、消防長にお聞きしますけれども、今の能登の地震の大変な避難所の状況を見て、これ一関市でこういう事態が生じた場合という想定の中で、どのようなことを印象として持っているか、その辺、消防長のお話を聞きたいと思っておりますので、お話しできる範囲で結構です。

副委員長：小山消防長。

消防長：私もテレビ等でしか、もう見ることはないのですけれども、お話するとすれば、この間木曜日の日に、県の会議がありまして、能登に行っている岩手医科大学の松井先生という、医療の関係で行った方とウェブ会議でお話を聞いたのですけれども、大分、今やっと道路が軽快して、これからという感じになってきたと、行き来できるようになってきたというような感じです。

一関市でも、孤立集落ができるのが一番怖いのではないかと思っ、て、見ております。

行けないところができる、やはり支援というのは難しくなってくるのかというところ、そこを何とか早めに解消しなければならないのだろうというような感じで、行ければ何かかにかの支援はできるのだろうと思っ、て見ておりました。

以上であります。

副委員長：沼倉委員。

沼倉委員：避難所の運営などに限った印象を何か持っていないですか。

副委員長：小山消防長。

消防長：避難所の運営については、テレビ等で私もよく見られていないのですが、いずれ、言い方はあれなのですけれども、あそこでは、見た感じでは、自分たちが持っている農家が多いのか、何か持ち寄って、それを煮炊きして食べているというのも見ました。

そういうのもやはりありかと。

ただ、一関市でどうなのかというような。

私、昔、平成10年あたりですか、まだ合併前でしたので、一関市で非常食をそろえるときに、当時、各構成町村、の方々にも照会したのです。

そのときに私たちが言われたのは、言い方はあれですが、うちのほうには、水もあるし、米もあるし、野菜もあると。

だからこんなの必要ないというような話をされたことが昔ありまして、今は時代が違うのではないかと。

かまどがないうちだって当然いっぱいあると思うし、やはりその辺の食料等の準備、そして後は、暖を取る毛布と、そういうのはやはり必要なだろうというように思っ、ております。

副委員長：それでは、委員長と交代いたします。

委員長 : そのほか、質疑の方はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑を終わります。

それでは、以上で(1)の災害避難所の現状についての調査を終わります。

小山消防長をはじめ、消防本部の皆さんには、お忙しいところありがとうございました。

(休憩 11:57~15:08)

委員長 : それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、(2)市民生活向上につながるDXの推進についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

鈴木市長公室統括監。

市長公室統括監 : 資料に沿って、説明いたします。

資料の構成ですが、1、一関市DX推進計画について、2、DXを取り巻く現状と課題、そして2ページ目になりますが、3として、これまでの取組、そして4として、今後の主な取組、このような順番で説明させていただきます。

では、1番の一関市DX推進計画についてでございます。

誰もがデジタル化の恩恵を受けることができるデジタル社会の実現を目指すため、当市のDXの方向性とその取組を明らかにした一関市DX推進計画を令和5年3月に策定いたしました。

記載はございませんが、計画期間は令和5年度から令和7年度の3か年度でございます。なお、計画につきましては、全文を市のホームページに掲載しているところでございます。

米印であります、一関市DX推進計画は、総務省の自治体DX推進計画、これは令和2年12月に策定されているものでございますが、その中で示されております重点取組事項、これは自治体が重点的に取り組むべき具体的事項が示されておりますが、この重点取組事項などを踏まえた内容としているところでございます。

一関市では、この一関市DX推進計画に沿って、DXを推進していくこととしているところであります。

2番のDXを取り巻く現状と課題でございます。

社会情勢や環境が大きく変化し、様々な課題に向き合う必要がございますが、限られた職員数においても、質の高い住民サービスを提供し続けていくためには、これまで人海戦術で行ってきました業務や作業のやり方を大きく変化させ、向上させる必要がございます。

次に、図、表のようなものがございますが、これは下のほうに書いてありますけれど

も、一関市DX推進計画の資料編にあるものでございます。

職員の業務量調査の結果について（共通業務と基幹業務の考え方）としておりますが、令和4年度に、一人一人の職員が受け持っている業務の内容や従事時間などを把握するため、管理職や保育士などを除きました全職員を対象に、業務量調査を実施しているところでございます。

その業務量調査の結果についてでございますが、そのまとめ方なのですが、その表のようにまとめたところでございます。

区分を基幹業務と共通業務に分けました。

基幹業務は、住民サービスに直接関係する業務でございます、事務分掌に記載されている各課固有の専門的な業務でございます。

業務の例としましては、住民基本台帳等、ここに記載のとおりでございます。

それから、その下のほうの共通業務でございますが、住民サービスに比較的に間接的な業務でございます、庶務事務等を中心とする全庁的に共通する業務でございます。

業務の例としては、文書管理や決裁等々でございます。

右のほうにいきまして、業務改善による効果でございますが、基幹業務につきましては、住民に直接効果があるということ、それから、業務効率化の費用対効果は比較的小さいというようところでございます。

それから、共通業務のほうの改善による効果でございますが、この改善による効果というのは、デジタル化などによる改善による効果でございますが、共通業務のほうは、住民への効果は間接的であります、業務効率化の波及効果は大きいところでございます。

その下、一般的な傾向と対策ですが、一般的な業務量における傾向として、まず、共通業務につきましては、デジタル化が、費用対効果が大きな業務改善をもたらしまして、速やかに効果が現れるというものでございます。

そのようなことから、まず、この共通業務のデジタル化というものをまず、順番的には最初にやっていきたいというところでございます。

その次に、基幹業務のところ、それぞれの部局を超えた改善施策を実行することで効果が現れているというようにまとめたところでございます。

それぞれに取り組みまして、庁内業務の効率化と市民サービスの向上のバランスを意識した変革を目指す必要があるとしたところでございます。

表の下ですが、また近年、スマートフォン等の普及が急速に進んでいる現状とデジタル技術が日々進化を遂げている状況から、行政サービスにデジタル技術を活用することは必要不可欠であるとしております。

その下の図でございますが、これは右下に書いてありますが、出典は、総務省の通信利用動向調査でございます。

10ほどの指標がございますけれども、このうちの太線で示している部分、これがスマートフォンの世帯保有率でございます。

中段に赤書きで示しておりますが、スマートフォンの世帯保有率は、2012年から2022年の10年間で、49.5%から90.1%と飛躍的に上昇しているところでございます。

このようなことから、この上に書いた文章のようなことが必要不可欠だとしていると

ころでございます。

2ページ目を御覧ください。

3番として、これまでの取組を記載しております。

大きく4つに分類しております。

デジタル技術を活用した住民サービスの提供、デジタル技術を活用した業務効率化の取組、それから情報の格差解消の取組、そして、デジタル人材の育成・確保、この大きく4つに分けております。

まず初めに、デジタル技術を活用した住民サービスの提供でございますが、この点では3つ上げております。

1つは、行政手続のオンライン化でございます。

これは納税証明や転出届などでございますが、スマートフォン等を使ってオンラインでの申請手続を可能としたというところであります。

2つ目は、書かない窓口の実施。

これは令和4年度に実施しております。

運転免許証やマイナンバーカードの表面に記載された氏名、住所等をカメラで読み取り、申請書に転記するシステムを導入したところであります。

次が、非接触型の公金収納レジの導入。

これは令和4年度に導入しております。

新型コロナウイルス感染症対策のため、自動釣銭機を搭載した公金収納レジを導入しております。

大きい2つ目が、デジタル技術を活用した業務効率化の取組であります。

ここの中では4点を上げさせていただいております。

1つ目が、職員のテレワーク環境の整備。

これは、令和3年度に取り組みました。

職員が自宅、もしくは外出先においても職場と同様の環境で仕事ができるよう整備し、職員の働き方改革の推進を図ったところであります。

2つ目は、オンライン会議の推進であります。

オンライン会議システム及び機器の整備を行って、移動の時間や費用の削減はもとより、職員の働き方改革の推進も図ったところであります。

3つ目が、一斉電話発信システムの導入。

これは、令和4年度に導入したところであります。

水道使用料や税などの口座振替ができなかった方などへの案内でございますが、職員が1件ずつ行ってきた電話案内業務について、複数の方に一斉に電話発信ができるシステムを導入して、業務効率化を図ったところであります。

4つ目は、財務会計システム及び文書管理システムに電子決裁機能を追加いたしました。

これは、令和2年度でございます。

上長承認が必要な支払い手続や文書収受に電子決裁を導入しまして、ペーパーレスの取組と併せ、職員が紙書類を回付する時間の軽減を図ったところであります。

大きい3つ目は、情報の格差解消の取組であります。

高齢者等に対するスマートフォン教室の開催であります、ここに記載してある内容については、令和5年度に取り組んだところであります。

一関工業高等専門学校及び一関信用金庫と連携して、交通手段がない高齢者などを対象に、出前型の教室を開催したところであります。

大きい4つ目は、デジタル人材の育成・確保であります。

1つ目は、CIO補佐官の外部登用、それからDX支援員の配置であります。

CIO、これは最高情報統括責任者であります、このCIOであります副市長を専門的知見から補佐する役割を担うCIO補佐官に元東京都豊島区の区役所の職員の方を登用いたしました。

これは令和4年4月に登用したところであります。

また、本年3月からであります、地域おこし協力隊をDX支援として採用しまして、市内のDX推進の取組を加速する予定としております。

2つ目ですが、デジタル人材の育成であります。

デジタル技術に関するスキルが市内で比較的高い職員に対しまして、プログラミングやデータ分析などのスキル向上を支援しまして、デジタル人材の育成を図っているところであります。

4つ目、最後であります、今後の主な取組でございます。

二重丸の1つ目、生成AIの活用であります。

(1) ですが、生成AIを活用しましたチャットボットの導入であります。

これは令和6年3月、今年の3月の開始予定であります。

住民からの問合せ内容をシステムが判別しまして、設定しましたデータベースの中から、生成AIが自動で回答するシステムを開発し、導入する予定としております。

これにつきましては具体的に、この後、主幹のほうから説明させていただきます。

(2) です。

内部事務等への生成AIの活用であります。

画像認識、自然言語処理、翻訳等が行える生成AIの活用は、利用時に注意すべき点はございますけれども、その能力を正しく理解し、使う側のセキュリティ意識を常に高く保ちながら、業務効率化のための内部事務等に有効活用したいということで、現在検討中でございます。

2つ目でございます。

職員の意識改革と人材育成であります。

プログラミングやデータ分析などのデジタル技術に関するスキルとともに、課題解決能力や問題発見力といいます柔軟性を兼ね備えた職員の育成について、研修等を行いながら長期的な視点で取り組みたいと考えているところでございます。

簡単でございますが、私からの説明は、以上となります。

次に、政策企画課主幹から説明させていただきたいと考えております。

委員長：須藤政策企画課主幹。

政策企画課主幹：生成AIを活用したチャットボットの導入なのですけれども、言葉でお示しす

るよりも、実際に説明動画を作成してまいりましたので、御覧になっていただきたいと思います。

皆さんの端末のほうでカメラ機能があると思うのですが、今お渡ししたQRコードというものを読み込んでいただくとユーチューブにつながりますので、後で御覧になっていただければと思っております。

内容とすれば、今は仮の画面になっておりますけれども、住民が、例えば予防接種について教えてくださいというように質問しますと、その予防接種ということを、まずはシステムが解釈しまして、この人は予防接種のことを聞いているのだというような判断をします。

そうすると、今度はその方に対して答えをつくっていくわけなのですが、これまでですと、この我々の職員のほうで考えられる質問を自分たちで考えて、そこに対してこういった答えがいいのではないかというような、自分たちのほうで質問も答えもつくっていました。

それを今最近、生成AIというもののシステムが出ておりますので、その生成AIが自動的にホームページ上に掲載されている記事を自分で判別して、こういった答えを出せば適正だというようなものを、生成AI自体が判断して回答するというようなシステムを今、開発しております。

3月中には、住民公開をする予定にしております。

そこがちょっと新しいところでして、これまでは全てを職員が考えて、職員が答えまでを用意しておくというものだったのですが、それを答えが、ある程度そのデータベースとかホームページ上にいろいろな情報が載っておりますので、そこを自動的にコンピューターが回答を自分でつくって、その方に回答するというようなちょっと新しいやり方を当市のほうで取り組んでいるところです。

今の動画なのですけれども、どこが賢いかというような話なのですが、今、予防接種について教えてくださいといった投げかけをしました。

予防接種といっても、人であるのか、それとも犬というものも行っていきますので、それをどちらのことですかというような質問を、まず機械が、また聞いてきます。

2歳の子供ですというように答えまして、2歳の子供というような言い方を、これは犬ではなくて人間のことなのだというのが、それも生成AIという機械がきちんと人間であるというような判別をして、人間の2歳の子供に対する答えを自分で作り出すという、とても優れたものになっております。

委員長：今、鈴木市長公室統括監と須藤政策企画課主幹のほうから資料の説明がありました。

当局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方は挙手の上、発言をお願いしたいと思います。

岩淵委員。

岩淵委員：新しい生成AIから。

今のユーチューブの説明は、質問を入力してくださいということになっておりますけれども、基本的には、そういったホームページか何かに入力をして、回答を受けるという

ような仕組みなのですか。

委員長：須藤政策企画課主幹。

政策企画課主幹：今のところは、ホームページ上でのやり取りを想定しております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：ある程度の年齢だと、質問入力入れられると思うので回答、そもそもホームページにいかないと、そのサービスが得られないわけですがけれども、やはりこれ会話の中で、電話の中でも電話をして、3歳の予防接種を教えてくださいといったらチャットボットで回答するという方法もあるかと思うのですがけれども、そういった方法までは、まだ行かないのですか。

委員長：須藤政策企画課主幹。

政策企画課主幹：委員おっしゃるとおり、チャットボットというような、まずは文字認識なのですけれども、この次の段階で検討しているのは、音声というものを、音声でも同じような質問に対して機械が回答できないかというところは検討中でございます。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：分かりました。

生成AIは分かりましたが、次、全体的な一関市の自治体DX、今、自治体の中の今日の説明は、自治体の業務をいかにDXによって効率化を図り、それが、結果的に住民サービスがよくなるというところだと思うのですがけれども。

先日、我々会派の中では、会津若松市のスマートシティ会津若松ということで視察研修に行ってきたのですがけれども、ここで行われていることは、そのサービスのものを、企業が入って、そこに起業が生まれくるということ、要は連携が図れるということと、そこに雇用が生まれているということがつながっていて、結果的に住民サービスが提供されていると。

これからの考え方として、自治体DX自体を行政も職員を減らしていつているわけですがけれども、それでマンパワーが徐々にないのでDXを使うことは、これから必要になってくると思うのですがけれども、さらに、そこを一つ越えて、セキュリティ的な部分とか、個人情報管理が必要だと思うのですがけれども、その中で、いかに民間の力を使いながら、そして、そこに仕事を創り、そして、人を雇用するというようなシステムが今後必要になってくるのではないかと考えているのですが、この自治体DXの計画を見ても、そういった自治体の効率化を図りますということにはつながっているのですがけれども、その官とか、あとは学ですよね。

大学との連携というのは、会津若松はしていたわけですがけれども、そういったところ

まで、一関市のDXというものを考えられているのかどうかをお尋ねいたします。

委員長：飯村政策企画課長。

政策企画課長：ただいま委員から御指摘がございました公民連携というような部分でございますけれども、当然、今、役所の中でいろいろなシステム等を動かしているのは、やはり民間のシステム等を活用してございますし、役所の業務に限らず、民間の力、アイデアを借りなければ、課題解決できない部分が多くあるというように認識しております。

そうした中で、国のほうでも自治体に課題を手挙げさせて、それに対して民間から提案するというような仕組みもございまして、そういった部分につきましても、一関市では、積極的に手挙げをしているというようなこともございますし、併せまして、民間の様々な提案等がございますので、そういったものをうまく活用しながら、公民連携というのは、引き続き強力に進めていきたいというように思っているところです。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今の説明だと、既にもう公民連携が図られていてということだと思っておりますけれども、具体的に今の段階で、どういったことを公民連携がされているのかどうかというのを、まずお尋ねします。

委員長：飯村政策企画課長。

政策企画課長：ただいま申し上げましたのが、市の課題に対する民間事業者の提案というような部分でございまして、そういった部分については、まだ、具体的に公民連携というような形までは行っていないというような状況でございます。

ただ一方で、例えば書かない窓口ですとか、あとオートコールですとか、そういったものは市で実施しているのですけれども、そういったものも、民間のほうからの提案を受けまして、それを市の内部でも勉強し、これは有効だろうというようなことで採用したというような実績もございます。

したがって、そういった技術力は日進月歩ですので、そういった情報を、引き続き得ながら進めてまいりたいというように思っております。

以上です。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：多分、今言われているのは、そういうようなサービスをアプリで民間がつくって、それを自治体としてキャッチをして、その提供を受けているということだと思っておりますけれども、会津若松市で言われているのは、例えば食と農などでもそうですし、観光、ヘルスケア、防災、行政は行政がやるということになっているのですけれども、そういったあらゆる市民に関わるサービスを、そういったものが、実施主体としては、もう企業

が行っていて、そこに雇用も生まれているというような形の中で、一番は、住民サービスが維持されていて向上していているということで、それも高齢者も含めた中でそういったサービスをキャッチしていているということが行われているのですけれども、もう全国的にも先進事例だったりしますので、私は、そういったところまで、この一関市はどうしても広いという、メリットもありますけれども、デメリットという部分もあるかと思うのですけれども、例えばわざわざ移動しなくてはいけないという部分があるかと思いますが、こういったデジタルを使うと、ここは医療でいうとオンライン受診もされていたりするわけですが、そういったスマートフォンさえ持っていれば高齢者は、そのやり方は分からなくても誘導していただいて、サービスを受けられるような、そこは住民サービスの向上につながるかと思うのですが、いわゆるそういったところまで、これ毎年、デジタル田園都市国家構想交付金のタイプ3ということでやっているわけですが、そういったものに向けてチャレンジしていくような検討がされているのかどうか、お尋ねします。

委員長：須藤政策企画課主幹。

政策企画課主幹：昨年度策定しましたDX推進計画のほうで、策定に当たっては、地域に対する展開というか事業が少ないのではないかなというような意見をいただいたのは、正直なところでは、

ただ、その進め方なのでは、会津若松市のように本当に我々よりも、もうはるか前に市を挙げてデジタル化に取り組んでいる町と、正直やっとなデジタル化とかというところに取り組んでいる私たちにとっては土台が違うというところがありますし、いきなり高度なものを進めるということが、住民にとってそれが逆に足かせになってしまうというところもあったので、地道に、例えばここで紹介させていただいているのですけれども、スマートフォン教室のような小さいところから進めていって、だんだんには大きく取組につなげていければいいかといったような考え方で計画のほうは策定したところでは、

これから先、先ほど飯村のほうがお話ししたとおり、だんだんに力をつけていって、もう少し大きなところにチャレンジしていくというものは当然考えているところでして、今現在は、ちょっとそこまでの土台ではないかと思っていますところでは、

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：ぜひ検討していただきたいというように思いますし、先ほど言いましたように、高齢者のスマートフォン教室はいいのですけれども、別にその部分を把握できていなくても、先ほど言いましたようにスマートフォンを持っていれば、どんどんプッシュ型で、例えば心拍数であったり血圧だったりというものも含めてデータを出せば、すぐに医療が受けられるようなプッシュ型の支援というものが、これからの自治体職員も少なくなってきたり、医療的な部分もなかなか移動しなくてはいけないという一関市の、先ほど言ったデメリットの部分、いかに自宅にいてもそういったものを使いながら住民サービス

ができるような自治体を、一関市こそ目指していかなくてはいけないというように思いますので、そこら辺の部分をぜひ民間の力も使いながら、そしてできれば大学、大学は何も一関市の高専だったりとかではなく、一応、岩手大学とか東北大学とか、そういった関東圏の大学も含めた連携をして、そういったようなシステムをぜひ構築できるように進めていただきたいというように思いますし、これまた、私もきちんと勉強して、いろいろと一般質問等で皆さん方と検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

委員長：武田委員。

武田委員：まず、個別のもので今取り組んでいる中身で、これまでの取組の中の書かない窓口の実施というのですが、本庁でやっているのですか。

委員長：須藤政策企画課主幹。

政策企画課主幹：本庁及び支所の住民窓口のほうで行っております。

委員長：武田委員。

武田委員：この間、私もいろいろなことに必要な証明書が欲しくて行きましたけれども、大変混乱をしました。

こういうようなものは、紹介はされませんでしたし、あそこで順番を取る。

そうすると順番を取って、そのときに書かない窓口云々というので、そういうものがどこかにあるのかと思っただけなんです。

もう順番取りましたから番号札があつて、順番が来まして、窓口に行きましたならば、ゼロから紙媒体を出されて、書きなさいという、そういう指導だったのです。

であれば、私は人前で汚い字を書くのは嫌なので、受付のところで書きたかったと。

そして、順番の番号を、それから押して、十二分に自分で準備をして、その順番を呼ばれて行きたかったというように思いました。

書かない窓口とは何なのということを尋ねたら、適切な答えは来なかったみたいな感じで、私は亭主と2人で行かなくてはならないということで呼び出しまして、そういう本人がいなければ書類が出せないというところまでできました。

そういう中で、2人で3時間ほど暇だれをしまして、結論、必要な書類は取りましたが、もしかしたら、コンビニで書類取ったほうがよかったかしらという結論になったと。

コンビニでやるようなものでさえも、この本庁にないのだというような認識で、今も現在もおります。

実態はどうなのですか。

委員長：須藤政策企画課主幹。

政策企画課主幹：今現在、書かない窓口のシステムというものを、システムというよりは、カメラを置いておきまして、マイナンバーカード、もしくは免許証に記載された氏名、住所、生年月日などを申請書に転記するというようなやり方を取っているわけなのですが、どうしてもカードの読み取りがうまくいかなかったりですとか、あとその方が、そういったカードなどを持っていなかったというような、置いてはいるものの、なかなかうまくその申請書に使い切れないというところがあって、窓口の職員が、希望する方に限定をして使っているような様子もありまして、全員が全員、そのやり方を取ってはいないようなのです。

それは大変、我々のほうでも、なかなかそのシステムの仕様であったり、なかなかうまく使えないというところがありますので、もう少しこのやり方の勉強ですとか、そのシステムの向上、機能を向上して、住民の方にもう少し時間も短く、効率的に取っていただけるように、もう少し検討させていただきたいと思っております。

委員長：武田委員。

武田委員：多分、私が白髪頭で行ったから、これはできないだろうということで紹介もされなかったろうというように思いますが、実際そういうようなものを紹介するという、紙で案内もありませんし、職員からの案内もございません。

ですから、今システムがどうのとか、どんどん、一方では、あらゆるものをDX化していくと。

それについて行けない人たちとかについて、例えば導入がかなり先に進んだときに、一から教えるというものは、もうその時点ではなくなりますから、今のうちに両方の底上げをするような、きちんとした対応をしていかなければ、落ちこぼれが大変多くなるということになりますので、今の答えは、私には全く適切な回答にはなっていないし、今御答弁いただいている方が担当の部署にいらっしゃる方ではないので、その状況は分からなくて当然だと思います。

しかるに、次に申し上げますが、そのことについては別途に、もう少し丁寧に、そういうようなものがどんどん使える人がいるわけですから、使えなくても使えるようにするのが次のステップのスマホで何だかんだやることにつながりますので、ぜひその辺をもう少し丁寧な、説明なり手取り足取りでも、そういったことから導入すればいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと。

それから、今はスマホについては、かなりの世帯数で確認されていますから、お一人お一人かどうかというのについてはカウントされていないと思いますが、世帯数で割ると、およそ9割以上ということで、普及率にすればかなりのものになっていると。

しかし、スマホを持っているけれども、電話だけにしなさいねと家族に言われているとか、あるいは詐欺とか何とかというのが大変心配されている年齢の人たちは、あらゆるところで、あなたは駄目、あなたは駄目と、金融機関もセーブされまして、いろいろなセーブされる中で、自らセーブをしている部分があります。

これも先ほどお話ししたように、そういう年齢層の人たちに私が思っている、このの

データでいくと、住民への効果は間接的と、共通の業務についてね。

これ直接的なサービスができないかというのが、私の今回の、何ていうか、テーブルでの私の根っこなのですけれども、そうするためには、やはり持っているけれども使えない、電話が来たときに取るだけと。

それも誰と、誰と誰以外に、知らない人からかかったものについては出ないでね、とかというように、ほとんどもうその規制をかけられた中での保持者というのが多いのです。

その人たちに、いかにやはり詐欺に遭わないとか、いろいろなところを開いて有料になってしまったとかということにならないとかという、若い人たちにすれば笑い話のようなもの。

この部分をきちっと理解をしていただいて、そういったところにアクセスすることのないようなことで、安心ですよということで、アプリなり何なりにアクセスができるようなという、かなり本当にゼロからのスタートで、住民の方々に、このものを上手に使えるように御協力していただかなくてはならないというのが、まず、最初ではないかと思えますよ。

窓口の簡素化は、それ一つにしても今のような状況ですから、これを、例えば在宅に行っていて、どうのこうのというもののことを進めていくために、システムを扱ったけれど、住民サービスを受けたい人たちが、しどろもどろで、そこにアクセスしなければ何ともならないということであれば、全く成果としては、未知数というよりもゼロに近くなります。

その部分の底上げを今、例えば出前でやっているとかというような形、これは出前でというのは、アポイントがあったって、何かやってくださいという人があって初めて、積極的な人たちからです。

積極的でない人たちにもやってもらわないと何ともならないのです。

それから、家族からそういう規制をかけられている人たちに対しての御理解をいただかなくてはならないという部分、これの部分について、かなりの労力を注がなければ、満足なものにならないと思えますけれども、この辺の対応については、どのように今後進めていくのでしょうか。

委員長：飯村政策企画課長。

政策企画課長：ただいま御指摘いただきました書かない窓口も含めて、当然、何も教えなくても使える方がいらっしゃいますし、そういった方には、当然、時短なりというような効果があろうかと思えます。

一方で、今、委員から御指摘がありましたスマホの制限がかかっているとか、あるいは使い方がなかなか難しいというようなこと、そういった方々につきましては、やはり出前型のスマホ教室というのを開催しているところで、これは継続して、実施していきたいというように考えております。

手挙げ方式なので、来てくださいという方に行くというのは、そのとおりでございます。

一方で、私どもこれの周知をするに当たりまして、LINEですとか、そういったものを活用しております。

それは恐らく、このスマホ教室に来る方ではない方しか見られないのですけれども、私どもの思いとしますと、その御両親なりの子供とか、LINEが見られる方、あるいはお孫さんとか、そういった方が、今度、市でこういう教室があるので、おばあちゃん、おじいちゃん受けてみないなんていうような周知を図っていただきたいという思いで、このLINEでの周知も図ってきたところです。

いずれ、そういった出前講座をするに当たりましては、スマホの使い方もお教えするのですけれども、その前に、やはり使い方、こういうように使うと、先ほどありました詐欺に遭っちゃうよとか、そういう危険性も併せて教えながら、スマホ教室というのは実施しております、これにつきましては、今後とも継続して、実施していきたいというように思っております。

委員長：武田委員。

武田委員：私のこの部類の、分類ではそちらのほうにいますが、そうしたときに、やはりあらゆるものができますよと。

どれでもいいから選択して、どれかやってみたらどうというのは、私は向かないと思います。

例えば役所のほうで、今、LINEをやっていますよね。

そのLINEが、かなりいろいろなことの情報がたくさん、毎日毎日送られてきます。

そういうようなものを、一つだけでもいいからここの画面に出して、これでこういうようにやるといいよとか、あるいは何かその仕組みをつくって、あなた方、高齢者の人たちのこういう部分については、ここのところに指でポンとすると、必要な情報が出てくるのだから、毎日それを確認するといいいよ、とかというように、必ず何かやってみることなり何なりを、何というか、仕組みをつくって、それを知らしめていって、電話以外にやっても大丈夫なのだという入口なり何なりをやはりこうやると。

今、逆に若い人たちや遠くにいる人たちは、必ず老夫婦2人だったら、何でもかんでも触ってはいけないというのがもう、これですから。

だから、同居していなければ、誰も身近に教えてくれる人がいけませんので、ずっと同じ状況で、ほかに開いてみることはないという状況ですから、家族にそれを委ねるというよりは、やはり御本人にそういうことをやると同時に、やはり最終的には家族と会って、きちっとした了解の上でやらなくてはならないと。

これはね、教えたけれども、そこだけ触らないでほかのことを触って、大きな事件に巻き込まれたということになれば、どうなるかとなれば、やはり家族の理解を得られなくてはならないということになりますから、入口はかなり慎重にやらなくてはならないところがありますが、いずれこういう方向性に行くのであれば、同時進行に、相手側のほうのスキルも上げていかななくてはならないということに十分配慮していただきたいということをお願いしたいと思います。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：では、私のほうから、2番のところでDXを取り巻く現状と課題で、職員の方に業務量調査を行っていますよね。

共通業務と基幹業務というように分かれて、パーセンテージによると3分の1、3分の2だったと思います。

これが実際に、その次のページで取組を行ったわけですよね。

取組を行った上で、この業務効率がどのように変化をした、時間的にも。

場合によっては職員が、変な話、3人やっていたものを1人でできるようになったとか、そういった何かデータというか調査というものは、やった後に何かされているのでしょうか。

委員長：須藤政策企画課主幹。

政策企画課主幹：こちらの調査なのですけれども、昨年度、令和4年度の計画策定時に行ったものでして、こちらの計画の進捗度合いを毎年度、効果を見ながら見直していくということにしておりまして、今のところ、まだ1年たっておりませんので、成果のほうはまだ表し切れてないところです。

委員長：そのほか、質疑の方はありませんか。

委員長：武田委員。

武田委員：委員長の進め方についてお伺いしたいのですが、今は、市が取り組んでいる内容をお聞きして、それに対する意見交換ということですが、そもそも表題に上げた官民連携による取組というようなものについては別途やるのか、この中でその話をさせていただくのか。

委員長：一応、進め方ですけれども、市の取り組んでいる現状を担当部署から説明を受けまして、あとこれに沿って市民生活の向上につながるDX推進をどうすればいいかというのを各委員から出してもらって、それを提案していくということで、前段で、今、市が何をやっているかということをつまえておかないと、なかなか皆さんが意見を出しづらいと思って、本日、担当部署に出席してもらっているわけですので、ずっとこれにこだわらないで、説明を受けた段階で、次は各委員が考えている、この市民生活から見て、これをどう進めたらいいかという意見等、皆さんからお聞きしたいと思ってます。

委員長：武田委員。

武田委員：先ほどの会津若松市の例が挙げられました。

私たちも、実は広域でそういった取組について勉強をした経過がございます。

かなりすばらしいというように思いましたし、先ほど岩淵委員がおっしゃったようなところから進められたらいいのではないかというようにも思いました。

しかし一方、私が懸念している、今申し上げたように、受け手の方々については、かなり慎重な状況にあって、その理解をどう進めていくかが、このキーポイントなのだと思うのです。

その辺のことを踏まえて、大体、時系列的にそういった、会津若松市のようなかなり崇高なものとはまではいかななくても、そういった対象者などを巻き込んだDXの取組について、どのようなカリキュラムを描いているのか、お尋ねしたい。

委員長：飯村政策企画課長。

政策企画課長：先ほども御説明申し上げましたこのDXの推進計画でございます。

令和7年度までの計画というようになってございまして、例えば、先ほど御説明がありましたオンライン診療ですとか、後は国のDXの推進計画の中では、例えば自動運転とか自動配車とか、配車というのは、タクシーなりバスの配車とか、そういったものが入っております。

そういった部分につきましても、引き続き研究・検討はしていくというような考え方にはいるのですが、ただ、今現時点で、ではこれをいつからというような部分は、まだ持ち合わせておりませんで、その具体的な進捗管理といいますか、そういったDXの推進計画の下位になるであろう、実施計画みたいなものを今後策定し、それに沿って業務だけではない部分についても検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

委員長：武田委員。

武田委員：何度も申し上げますが、一方では、スキルを持った方々を招致したり、地域おこしの方に来ていただいたりとかとありますが、実際に、そのサービスの双方向なのですが、片一方の人たちが、それを提示できなければ難しい事案というものを、今は役所の中については、どんどん進めてくださいですが、最終的には、やはり住民の方々に対しても、そういう手法でサービスが行き届き、行政コストも下がる。

しかしながら、サービスは低下しないというように、安心・安全というような辺りを目指すのだろうと思うのです。

そうしたときに、今のようなきちんとした計画の策定に至る以前として、条件整備が必要だと。

その条件整備の最たるものが、片一方の受け手のほうだということで、もう尽きると思うのです。

ここの、やはり計画は、もう既につくっているとは思いますが、今のような状況では、なかなか成果として数値的に表せるような状況にはないのではないかと思います。

高齢者世帯がほとんどですから、その方々が、自分のところにスマホを教えに来てくださいますかという方が、ではあとのぐらいいるかといえば、かなり難しい。

ですから、やはり何かのコミュニティーか何かで、そういったことを積極的にこちらからアプローチして、そして、そういったことの、今の事業の説明なり何なりを行いながら、今後こういうようにしていく方向だと。

ですから、あなた方にもこういうことにしっかり関心を持ってもらってというようなやはり行政をしていかないと、これは進まないと思いますよ。

ところで、先ほど会津若松市で先進事例ということですから、恐らくいろいろ研究なさっていると思いますが、そこでの相手の方々、住民の方々のスマホの習熟なり理解というか、そういうようなものについての、どういう取組で今のような状況をつくられたのか、もし研究しているのであれば、教えていただきたい。

委員長：須藤政策企画課主幹。

政策企画課主幹：会津若松市なのですけれども、私も勉強不足なところがあるのですけれども、会津若松市が、とても力を入れていると思っているのが、やはりデータの利活用というところがありまして、行政で持っているデータを公にして、住民だったり、企業のほうにオープンにして、そのデータを分析するなり使って、いろいろなデジタルにつながるようなサービスを行っているというのが、非常に会津若松市が優れているところではないかと思っております。

我々のほうでも、すぐそのデータの利活用ですとか、行政が持っているデータをオープンにできるかというところ、そこも非常に難しく、ただの数字を出すだけでは、活用も利用もできないのですけれども、会津若松市のほうは、そういった大学との連携をしたり、そういったデータをどのように使えば、次に行くかというところまで考えながら進めているというのは、非常に優秀なところだと思っております。

私たちのほうでも、遅ればせながら、私たちが持っているいろいろなデータを外に向けて出して、それを使ってもらいながらデジタル化というのに取り組みたいと考えております。

委員長：武田委員。

武田委員：それで、そのサービスを受ける側の人たちが、そういったデータを受ける場合に、そういう機器を使えるようになるまでの行程についてお尋ねしたい。

委員長：須藤政策企画課主幹。

政策企画課主幹：やはり会津若松市の市民自体も、そういったデジタルに特化したまちづくりであるというのを理解しているのが大きいと思っております。

いろいろな機器の操作感だけではなくて、非常に住民が使いやすいようなサービスを提供しているというのも大きいのではないかと思います。

私たちが、まだまだ勉強不足なのはその点でして、ただスマートフォンを使えばというような言い方をしておりますが、そこがもう少し分かりやすく簡単にというところに

取り組んでいきたいと思っております。

委員長：武田委員。

武田委員：まさしく今お話ししたところがつぼだと思います。

見たくなる、どうしても、やればお得感があるとか、自分に大変プラスになるとかというようなものの一つの組立てをつくって、そのやり取りを提示するというものからスタートするという、それをぜひ近いうち、簡単なものでいいと思いますのでお願いをしたいと思います。

以上です。

委員長：そのほか、質疑の方ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代いたします。

副委員長：それでは、暫時、委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

質疑を行います。

沼倉委員。

沼倉委員：DXの大きな特色は、要するにリモートで様々なサービスを受けるのによいということ、その場合、そのほかの自治体ではやれるのだけれども、一関市では、なかなかそういう手続ができないということが、つくづくDXの取組のレベルが、申請者が分かる状況だと思うのです。

さっきこの会議が始まる前に、仙台市にいらっしゃる方がリモート申請をしたと。

それはもう当然やれるものだと思っていたのだけれども、一関市ではできなかったから、わざわざ窓口まで来て、申請をせざるを得なかったと。

その辺が、DXに一生懸命取り組んでいますと言っても、住民の皆さんが、つくづくそういう中身に対して、要するに住民サービスに直結する分野が本当に取り組まれているのかというのを実感する一つの大きな出来事ではないかと思うのだけれども。

さきほど、武田委員が何回も言うように、理解者を増やすというのも当然大事だし、それからほかの自治体との格差が出ないような、そういう取組も、やはり両面やっていないと、なかなかこれは進まないと思うのだけれども、その辺の住民サービスの視点が、本当にこのDXが対応されているというのは、検証はしているでしょうか。

副委員長：須藤政策企画課主幹。

政策企画課主幹：先ほど2ページ目の行政手続のオンライン化というところの我々の取組のほうでも出させていただいておりますが、国がある程度、これらの手続はオンライン申請で

行えるように取り組みといったような指示をされているものに関しては、我々のほうでも、もれなく国と同レベルにしておりますし、また、国のメニューの中に入っていない部分、例えば税証明ですとか補助金の申請ですとか、あと、いろいろな給付金などのオンライン申請というものを可能な限り行っているところでもあります。

その仙台市の方ができなかったというのは、サービスメニューの中に入っていない手続だったのかもしれませんが、もしそういったニーズが高いものについては、その都度、随時追加をしておりますので、そういったものも不足なく取り組んでいきたいと思っております。

副委員長：沼倉委員。

沼倉委員：具体的な申請メニューが、確認はしなかったのですけれども、いずれ一関市の取組が、そういうその他市との手続の面で比較されるのは、それによって、何か実際あまり取り組まれてないのではないかと誤解を生まないように、ほかの自治体並みの住民サービスに直結する分野は、しっかりとリモートでも対応できるような、そういうチェックはやはりやっていかないと、さっき見た範囲では、住民サービスの向上につながるんだというのを、徹底する必要があると思います。

それでは、その取組は、お願いしたいと思います。

それから、さっき会津若松市の取組、いろいろ皆さん申し上げていますけれども、あそこは市を挙げてだし、それから会津大学と、会津大学に勤める先生がいて、この人がもう何でも、現場の大変さとか、それから最先端の情報とか、そういうのをいろいろリードしてもらっていると。

たしかうちの市にもCIOという人が、チーフ・インフォメーション・オフィサーがいるのではないかと思うのだけれども、そういう人たちが、今、委員らが行って、こういう問題言われたのだけれども、相談を受けた場合は、明確にサジェスションしてもらうものですか、CIOの人に。

副委員長：飯村政策企画課長。

政策企画課長：CIO補佐官でございますが、今、任命させていただいている方、行政のそういったDX、情報化等を推進してきた実績のある方でございますし、また、国、総務省のそういった自治体DXを推進する機関といえますか、そういったところにも所属されている委員といえますか、そういった方でもございます。

したがいまして、国あるいはほかの自治体の先進事例等も把握してございますので、本日いただいた御意見ですとか、あるいは庁内でもこういうことをやってみたいというような相談を受けた際には、そういったCIO補佐官に相談しながら、実現するためにはどうしていったらいいのかというような、そういった助言をいただいておりますし、今後もいただきながら進めたいというように思っております。

副委員長：沼倉委員。

沼倉委員：その話も、前にも申し上げた記憶あるのです。

そういう方がいるのだからね、そういう方の何ていうか、要するにいくらかでも市内のレベルが上がるような、そういう指導というかアドバイスをもらって、着実に目に見える成果につなげるべきではないかということも申し上げた記憶があるのだけれども。

繰り返して恐縮だけれども、両方ですよ、レベルを上げるし、ほか並みにやっていくということをやはり取り組んでいかないと、もう、いや応なしに、これは方向性が決まっていますから、その辺はまた重ねてお取組をお願いしたいと思います。

以上でございます。

副委員長：それでは、委員長と交代いたします。

委員長：そのほか、質疑の方はありませんか。

佐藤委員。

佐藤委員：私から、今後の予定といたしますか、考え方を二、三伺いさせていただきたいと思えます。

まず、先ほど今年から始まったというような様々な政策といたしますか取組なのですけれども、我々、総務常任委員会のほうには、令和5年度のそういった取組の成果であったり、棚卸しも含めて、どのタイミングで御報告いただけるかというようなことを、まずお聞かせください。

委員長：須藤政策企画課主幹。

政策企画課主幹：令和5年度の取組、それこそ計画の進捗状況というものは、毎年度見直して、計画を見直すということにしておりますので、年度が終わり次第、終わるときに公表したいと思っておりますので、決算時にでも、併せてお示しさせていただきたいと思っております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：様々ほかの常任委員会もそうなのですけれども、この常任委員会の中で検討、調査したことを市長に提言するというような部分も含まれていますので、そういった意味でも、ぜひ早い段階での御提示をお願いしたいというように思います。

それともう一つ、様々、他市の事例とかの中で、一関市の場合は、この一関市のDX推進計画というのは、総合計画、後期基本計画の中に、一つの施策としてぶら下がっているというような認識があるのですけれども、今は自治体DXのほうを主体としてやられているということなのですが、やはり会津若松市のように、今後、どんどん市民サービスの向上を図っていく上では、この総合計画の中にどんどん食い込んでいってもいいのではないかと私は思っているのですが、そういった考えとか計画というのが、今の段

階であるか、教えてください。

委員長：飯村政策企画課長。

政策企画課長：総合計画につきましては、こちらもやはり令和7年度までの計画になってございまして、来年度、令和6年度から新たな次の計画を策定するというような段取りで進めようとしております。

今、委員からいただいた内容につきましても、その計画の中にどのように盛り込んでいくか、その部分については、引き続き検討していきたいというように思っております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：ぜひそういった方向で、市民サービス向上のために進めていただければというように思うのですが、その際に、一つの参考といいますか、他市の事例なども聞きますと、総務省へ出向ですとか、あるいは、そういった先進事例の自治体へ研修とかというのを様々やられているようなのですが、そういった派遣、研究ですね、そういったのも考えているのか、お聞かせください。

委員長：飯村政策企画課長。

政策企画課長：現時点では、例えば総務省ですとか先進自治体への職員の派遣というところは、考えていないところでございます。

ただ一方で、そういった自治体の方々とパイプをつなげるというようなことはしてございまして、あるいは総務省なども含めてなのですけれども。

そういったパイプづくりはしてございまして、そういったものを強化しながら情報収集なりに努めていきたいというように思っております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：そうした中で、今回のこの一関市DX推進計画の中の事業にも含まれていると思う、例えば生成AIですとか新規事業もたくさんありました。

そういった部分での予算確保のために、国が進めていますデジタル田園都市国家構想の部分というのは非常に大きい部分なのかというように思っているのですが、今後、そういうように一関市としてDXを進めていく中で、また、デジタル田園都市国家構想の実装タイプ、様々あるのですけれども、そういったのにまた手を挙げて、国からの予算も含めて、活用を検討する考えはあるか、お願いします。

委員長：須藤政策企画課主幹。

政策企画課主幹：本年度、令和5年度についても積極的にデジタル田園都市の交付金というもの

を活用して、こちらの生成AIのチャットボットというのも取り組んできたところです。

来年度以降についても、もうその交付金があるうちは、積極的に交付金に手を挙げて活用しようと思っておりますし、先ほど言った住民サービスといった、スマート農業であるとか、バスのリモートというところに関しても、我々の一般財源では到底、デジタルという部分は費用もかかりますので、その財源を有効に活用しないと実現しないことだと思いますので、そういった担当課と調整をしながら、有効な限りそういった交付金を使って、取り組んでいきたいと考えております。

委員長：そのほか、質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑を終わります。

以上で、(2) 市民生活の向上につながるDXの推進についての調査を終わります。

暫時休憩します。

大変御苦勞さまでした。

(休憩 16:16~16:17)

委員長：それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、(3) その他について、次回の委員会について協議いたします。

次回の委員会は、先に通知いたしましたとおり、1月24日水曜日に参考人を招致して、請願の審査を行います。

また、翌日の1月25日木曜日に調査テーマの「地域協働推進計画の取り組みと自治会等への総合的支援について」と「公共交通の現状と今後のあり方について」などの調査を行います。

調査に当たりましては、当局から、まちづくり推進部長及び消防長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、まちづくり推進部長及び消防長の出席を求めることにいたします。

以上で、(3) その他の協議を終わります。

次に、その他に入ります。

委員の皆さんから、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で、本日の案件は終了いたしました。

これもちまして、本日の委員会を終了します。
大変御苦労さまでした。

(午後 4 時19分 終了)